

令和5年度 大分県内部統制評価報告書

審査意見書

大分県監査委員

監 査 第 4 8 8 号

令 和 6 年 8 月 1 9 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通

大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県監査委員 森 誠 一

大分県監査委員 守 永 信 幸

令和5年度大分県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度大分県内部統制評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度大分県内部統制評価報告書

審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の基準

令和5年度大分県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を踏まえ実施した。

第2 審査の対象

令和5年度大分県内部統制評価報告書

第3 審査の方法等

審査に付された報告書及びその基礎となる資料について

- 1 大分県知事による評価が手続に沿って適切に実施されているか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

を主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を行った。

第2章 審査の結果

前章のとおり審査した限りにおいて、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

第3章 審査意見

今回、内部統制運用上の重大な不適切と評価された3件について、主な原因として以下の事項が挙げられる。

- 第一に、委託事業に関して不正等を防止する仕組みが不十分
- 第二に、補助事業に関して不正防止策や進行管理が不十分
- 第三に、使用料に関して所管課及び指定管理者の確認が不十分

報告を受けた事例以外にも、定期監査において、保守点検の結果、使用不可の判定を受けていたアスレチック施設を5年間にわたり継続して使用、一括発注が可能な工事や消耗品購入等の分割発注などの事例が確認された。

また、個人情報の管理についても、委託契約において、県の規程に基づく個人情報廃棄証明書の未提出など、不適切な事例が散見されることから十分な留意が必要である。

内部統制では、業務の効率的かつ効果的な遂行はもとより、財務事務において、法令、条例、規則、マニュアルなどルールへの遵守及びそれらの適正な運用等が不可欠である。

そのため、不正等を防止する仕組みの構築や、現地確認等を含む事業進捗状況等のチェック体制強化、使用料に係る所管課と指定管理者双方による確認の徹底が求められる。

特に委託事業については人任せにしないこと、補助事業については、所属長による的確な進捗管理や、事業終了後も着実にフォローアップすることが肝要である。

このような認識に立ち、内部統制制度を実効性のあるものとするため、さらなる職員の意識改革や組織の運用方法等の改善に努められたい。

